明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○国土交通省告示第八百二号

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和五十一年運輸省令第二十五号）第十条第二項の規定に基づき、就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千二百九十五円とし、平成二十二年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令の規定に基づき、就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件（平成二十一年国土交通省告示第七百八十八号）は、平成二十二年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

国土交通大臣　前原　誠司

○国土交通省告示第八百三号

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年運輸省令第三十九号）第十八条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千二百九十五円とし、平成二十二年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件（平成二十一年国土交通省告示第七百八十九号）は、平成二十二年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

国土交通大臣　前原　誠司

○国土交通省告示第八百四号

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二年運輸省令第二十六号）第十三条第三項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千二百九十五円とし、平成二十二年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件（平成二十一年国土交通省告示第七百九十号）は、平成二十二年七月三十一日限り廃止する。

平成二十二年七月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

○国土交通省告示第八百五号

船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令（昭和五十六年運輸省令第四十九号）第十六条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千二百九十五円とし、平成二十二年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件（平成二十一年国土交通省告示第七百九十一号）は、平成二十二年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

平成二十二年七月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

○国土交通省告示第八百六号

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（平成二十一年国土交通省令第七十一号）附則第四条の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第三条の規定による改正前の漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和五十一年運輸省令第二十五号）第四条第三項の規定に基づき、就職促進手当の日額表を次のように定め、平成二十二年八月一日から適用し、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令の規定に基づき、就職促進手当の日額表を定める件（平成二十一年国土交通省告示第七百八十四号）は、平成二十二年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る就職促進手当の日額については、なお従前の例による。

平成二十二年七月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

就職促進手当の日額表

等級	賃金日額	就職促進手当の日額
1	2,100円未満	1,600円
2	2,100円以上2,433円未満	1,820円
3	2,433円以上2,767円未満	2,080円
4	2,767円以上3,100円未満	2,340円
5	3,100円以上3,367円未満	2,620円
6	3,367円以上3,567円未満	2,780円
7	3,567円以上3,800円未満	2,940円
8	3,800円以上4,067円未満	3,140円
9	4,067円以上4,333円未満	3,320円
10	4,333円以上4,600円未満	3,480円
11	4,600円以上4,867円未満	3,640円
12	4,867円以上5,167円未満	3,790円
13	5,167円以上5,500円未満	3,970円
14	5,500円以上5,833円未満	4,140円
15	5,833円以上6,167円未満	4,310円
16	6,167円以上6,500円未満	4,460円
17	6,500円以上7,000円未満	4,610円
18	7,000円以上7,667円未満	4,870円
19	7,667円以上8,333円未満	5,100円
20	8,333円以上9,000円未満	5,290円
21	9,000円以上9,667円未満	5,450円
22	9,667円以上10,333円未満	5,570円
23	10,333円以上11,000円未満	5,650円
24	11,000円以上11,667円未満	5,700円
25	11,667円以上	5,820円

○国土交通省告示第八百七号

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（平成二十一年国土交通省令第七十一号）附則第五条の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第四条の規定による改正前の船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年運輸省令第三十九号）第十一条第二項の規定に基づき、訓練待期手当及び就職促進手当の日額表を次のように定め、平成二十二年八月一日から適用し、船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の規定に基づき、訓練待期手当及び就職促進手当の日額表を定める件（平成二十一年国土交通省告示第七百八十五号）は、平成二十二年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る訓練待期手当及び就職促進手当の日額については、なお従前の例による。

平成二十二年七月三十日

国土交通大臣　前原　誠司